

千代田区子ども・子育て会議委員の委嘱

千代田区子ども・子育て会議条例に基づき、下記の者を千代田区子ども・子育て会議委員に任命する。

No.	区分	氏名	任期	役職等
1	学識経験者	大日向 雅美	平成29年11月17日から 平成31年11月16日まで	恵泉女学園大学学長
2	学識経験者	吉田 正幸	同上	(株) 保育システム研究所代表
3	企業、経済団体等 関係者	舟橋 千鶴子	同上	東京商工会議所千代田支部情報産業分科会副分科会長
4	労働者代表	五十嵐 咲子	同上	連合千代田地区協議会書記長
5	関係団体区民	松井 千恵子	同上	青少年委員
6	関係団体区民	水野 智佳子	同上	主任児童委員
7	保育事業者	小松崎 珠美	同上	グローバルキッズ飯田橋園園長
8	社会福祉協議会	廣木 朋子	同上	ファミリー・サポート・センター
9	発達支援事業者	山崎 佳生子	同上	子ども発達センター「さくらキッズ」サービス提供責任者
10	子どもの保護者	堀口 真由美	同上	保育園保護者
11	公募委員	長岡 美恵	同上	区民
12	公募委員	黒木 名奈	同上	区民
13	行政	大矢 栄一	同上	子ども部長
14	行政	加藤 伸昭	同上	子ども支援課長
15	行政	新井 玉江	同上	児童・家庭支援センター所長
16	行政	渡部 ゆう	同上	千代田保健所健康推進課長

○千代田区子ども・子育て会議条例（抄）

（設置）

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条の規定に基づき、千代田区（以下「区」という。）に千代田区子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

（組織）

第4条 子育て会議は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱し、又は任命する。

- （1）子どもの保護者
- （2）事業主を代表する者
- （3）労働者を代表する者
- （4）子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- （5）子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- （6）前各号に掲げる者のほか、区長が適当と認める者

（委員の任期）

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。